



Title	日本中世の社会と寺社
Author(s)	細川, 涼一
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/50452
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(細川涼一)	
論文題名	日本中世の社会と寺社

論文内容の要旨

本書は、日本中世の社会と寺社の関係をめぐって、学位申請者がこれまでに書いた論文を一書にまとめたものである。

「序論」は、本書の背景となる中世寺院史の研究史整理を目的としたものである。本書「序論」では、具体的には戦後歴史学の寺院史研究の画期を作った二つの著書、黒田俊雄の『日本中世の国家と宗教』と網野善彦の『中世東寺と東寺領荘園』に論点を絞って、研究史上の問題について論述することにした。黒田俊雄の『日本中世の国家と宗教』は権門体制論・顕密体制論を提起して、その後の寺院史研究に大きな影響を与えた論文集である。しかし、黒田の死後、今谷明氏から黒田の権門体制論は平泉澄の『中世に於ける社寺と社会との関係』における公家・武家・社寺の三大勢力の鼎立論の「剽窃」であるという厳しい批判が提起された。第1章「黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』」ではこの問題をめぐり、黒田の権門体制論・顕密体制論と平泉のアジール論を別個に検討した上で、両学説を比較し、今谷氏の黒田批判は成り立たないことを論証した。また、第2章「網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』」は、『中世東寺と東寺領荘園』と『無縁・公界・楽』によって展開された網野善彦の「無縁の原理」論を取りあげることで、私なりの網野善彦論を企図したものである。1978年に発表された網野の「無縁の原理」論は、学界に大きな衝撃を与えると同時に、批判も続出した。本稿では、網野の「無縁の原理」論は、安良城盛昭の家父長制的奴隸制社会説に対して、百姓の領主支配からの自立的性格を強調する中世史研究者の立場からの批判的反応の一つとして、1963年にその萌芽がすでに見出せること、網野における研究史的な転回は、「無縁の原理」論にあるのではなく、むしろ「聖なるもの」論によってナチュラリズムに傾斜した1986年の『異形の王権』以降であることを述べた。

第I部「中世律宗と公武政権」では、鎌倉仏教の改革派である律宗と公武政権の関係を論じた。そのうち第3章「中世律宗と国家—鎌倉末期の政治・社会状況の中で—」では、蒙古襲来を契機として聖守・憲静・叡尊らの律僧によって、異国降伏の祈祷を行うことが、王法・仏法相依のもとでの国土安穏・国土静謐につながることが強調されたことを述べた。さらに、凝然の歴史意識を取りあげ、凝然は顕密八宗全体の相伝の歴史を描くことで、凋落しつつある顕密仏教の伝統的権威を擁護するという、重い思想的課題を担って著作活動を行ったことを明らかにした。このような鎌倉末期の律僧によって確立された律宗の顕密体制の中での独自な存在意義は、後醍醐天皇の建武政権と癒着した文觀が出来ことによって破壊されたと結論した。第4章「中世における戦争と平和—蒙古襲来における叡尊と南北朝の内乱における楠木正儀—」は、中世社会において戦争と平和、あるいは暴力と非暴力という対立する二つの概念がどのように共存したのかを、蒙古襲来に際しての叡尊の八幡信仰にもとづく異国降伏の祈祷と、南北朝の内乱における楠木正儀の室町幕府との和平交渉を事例として検討した。第5章「叡尊の鎌倉下向と鎌倉幕府の女性」は、先に拙訳注によって刊行した『関東往還記』（平凡社東洋文庫）を典拠史料とし、弘長2年（1262）の叡尊の鎌倉下向に際して、叡尊に帰依した鎌倉幕府の女性を、とくに北条政村一族の女性（政村の室は摂家將軍九条頼經の女房中将）と將軍宗尊親王の女房（土御門通方の娘一条局と妾美濃局）を中心として分析したものである。叡尊の鎌倉下向の意義は、將軍勢力と執權勢力の対立を和解させる「平和」を、一時的な形とはいえ築いたことを結論として述べた。第6章「三条大宮長福寺尊鏡と唐招提寺慶円—後醍醐天皇と中世律僧—」は、文觀とならぶ後醍醐天皇側近の律僧として、『太平記』にも「南都の知教・教円」とその名が見出せながら、今まで経歴が明らかでなかった三条大宮長福寺長老・神泉苑大勧進の智篋房尊鏡と唐招提寺中興

第十世長老・興福寺造営律家奉行の慶円の事績をはじめて全面的に明らかにした伝記的研究である。

第Ⅱ部「中世社会と律僧」では、中世社会の中で律僧が果たした役割をめぐって論述した。そのうち、第7章「忍性の生涯」では、叡尊とならぶ鎌倉時代の律僧の代表的人物である鎌倉極楽寺忍性の生涯を、これまでの伝記的研究で比較的手薄であった常陸時代の忍性をめぐる新事実も付け加えながら論述した。第8章「覚如と定舜—叡尊弟子の入宋僧—」では、叡尊の弟子で、入宋して大藏經を日本にもたらした鎌倉新清涼寺釈迦堂長老覚如と常陸三村寺住侶定舜について論じた。第9章「西琳寺惣持と尼—中世律宗と「女人救済」—」では、叡尊の甥で西大寺教團の中で「女人救済」運動に邁進した惣持の伝記を復原しつつ、律宗における「女人救済」が女性蔑視觀を伴ったものといわざるを得ないことを述べた。第10章「唐招提寺釈迦如来像像内納入文書と女性・虫・非人」では、唐招提寺礼堂における釈迦念佛会の本尊として、正嘉2年（1258）に造立された清涼寺式釈迦如来像の像内納入文書に女性・虫・非人の交名があることに注目し、いわゆる「庶民信仰」が顕密仏教の周縁部に女性や非人を「救済」の対象として絡め取っていった様相を述べた。

第Ⅲ部「中世の北野社と石清水八幡宮」では、京都の神社である北野社と石清水八幡宮の神社組織の一班を解明した。第11章「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家—京都橘大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家文書」の補任状一から」では、京都橘大学が所蔵する北野社の宮仕職・沙汰承仕職を嫡継承した家（円觀坊十川氏）の鎌倉時代から幕末にかけての補任状40通を紹介するとともに、この家の代々は児の時代に宮仕職に補任され、成人して出家してから沙汰承仕職に補任されることを述べた。第12章「『北野天神縁起』と鎌倉時代の北野社—宮仕と大座神人を中心にして—」では、牛飼童が北野社に所属した大座神人と、彼らを統轄した宮仕の家がともに鎌倉時代に成立したことを論述した。第13章「西京散所と北野社」では、北野社に奉仕した賤民である西京散所をめぐって、彼らの職掌が経王堂の掃除、壬生官務堀を掘る、御手水神事に先立っての御手水井（池）の水替え（池浚い）などであったことを明らかにした。第14章「石清水八幡宮の柳禪尼如鏡と叡尊」は、叡尊に帰依した女性である柳禪尼如鏡をめぐって、彼女が石清水祠官家の善法寺祐清の娘であり、従兄の柳燿清の室となって燿清から内里領を相伝したなどの伝記的事実を明らかにした。さらに、彼女が後家尼となって叡尊に帰依したことの意味を考えた。

第Ⅳ部「源義経の妻と母」には、第15章「河越重頼の娘—源義経の妻—」第16章「常盤—源義経の母—」の2本の論文を収めた。その中心的な論点は、文治元年（1185）11月の源義経の京都からの没落後、義経の妻（河越重頼の娘）が誰に匿わされて無事義経の娘を出産できたのかという、これまでの義経伝研究で考えられて來なかつた問題を、既往の史料を読み直すことによって再検討することである。この問題に第15章は義経の妻の側から、第16章は常盤の清水観音信仰の側から迫つたものである。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 (細川涼一)	
	(職) 氏名
論文審査担当者	主査 大阪大学 教授 平 雅行 副査 大阪大学 教授 川合 康 副査 大阪大学 教授 村田路人
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本中世の社会と寺社

学位申請者 細川涼一

論文審査担当者

主査 大阪大学教授	平 雅行
副査 大阪大学教授	川合 康
副査 大阪大学教授	村田路人

【論文内容の要旨】

本論文は、日本中世の人々や権力と、寺社との関係を、律僧を中心的素材としながら解明しようとしたものである。序論のほか4部構成で、全16章と付論2篇から成る。枚数は993枚（400字詰め換算）である。

序論では黒田俊雄・網野善彦の研究史的位置を再確認した。第1章では、平泉澄と黒田俊雄の歴史像を比較検討し、幕府・公家・社寺がアナーキーな鼎立状態にあったとする平泉と、公家・武家・寺家の3権門が相互補完的に中世国家を構成していたとする黒田説との違いは明白であると述べ、権門体制論を平泉の剽窃と断じた今谷明の見解を批判した。第2章では網野善彦をとりあげ、その百姓の自由論を、安良城盛昭の家父長制的奴隸制説に対する中世史家の批判的反応の一つとして捉えるよう提言している。

第一部では律僧と公武政権との関係を論じた。第3章では、律僧は私的権門としての側面を理念的にもつていなかつたが故に、顕密八宗の権威性をブルーラルに表明しえたが、後醍醐天皇と結んだ弘真文觀はそうした律僧のあり方を破壊した、と述べる。第4章では宇治川における叡尊の殺生禁断が、モンゴル軍を撃退した八幡神の殺生の罪をあがなう役割をもっていたと指摘し、第5章では弘長2年（1262）の叡尊の鎌倉下向に結縁した女性を網羅的に検討して、その下向が將軍派と得宗権力など鎌倉諸勢力の対立を一時的とはいえ、緩和する役割を果たしたと述べる。第6章では後醍醐天皇の側近として、鎌倉幕府の調伏祈祷を行った智篋房尊鏡と寂禪房慶円の事蹟を検討し、尊鏡が三条大宮長福寺開山で神泉苑大勧進であったこと、慶円が唐招提寺長老で興福寺・春日社造営の律家奉行であったことを明らかにした。

第二部では、律僧と中世社会との関わりを扱った。第7章では、これまで研究が遅れていた常陸時代を重点的に忍性の生涯を概観し、第8章では入宋した覚如・定舜について、鎌倉新清涼寺釈迦堂や常陸三村寺での活動を明らかにした。第9章では叡尊の甥である日淨房惣持をとりあげ、河内西琳寺での活動および尼衆に対する教化の実態を具体化した。そして、律僧は女性を母性として尊重する一方、五障三従の罪業を強調して变成男子による往生を祈るという、女性蔑視をともなった救済思想を展開した、と結論している。第10章では、唐招提寺釈迦如来像胎内納入文書を検討し、①釈迦像造立の勧進が律僧によって推進された、②庶民層の女性の結縁が目立つほか、動物や虫類も畜生道に転生した存在として往生成仏が祈願された、と指摘している。

第三部は北野社・石清水八幡宮をとりあげた。北野社については（第11章～13章）、①歴代の十川氏は童名で宮仕職に補され、出家後に沙汰承仕職に補任された、②大座神人は京都の入口で北野上分として通行税を徴収することを認められていた、③宮仕・沙汰承仕による大座神人の統轄や、大座神人の職掌は鎌倉初期に確認でき、北野社における中世的な神社組織の成立もその頃と考えられる、④堂舎のキヨメに従事した西京散所は14世紀末より北野社に奉仕する賤民として確認できるが、織豊期には史料から消える、と述べている。第14章では、叡尊の篤信者であった石清水八幡祀官家の柳禪尼如鏡の事蹟を丹念に掘り起こした。第四部の第15・16章では、源義經の正妻であった河越重頼女、および義經母の常磐について、その事蹟を跡づけた。

【論文審査の結果の要旨】

かつて鎌倉仏教というと、法然・親鸞・道元らの鎌倉新仏教のことを指したが、黒田俊雄は顕密仏教（旧仏教）を鎌倉仏教の基軸と捉えるよう提唱した。さらにその後の研究によって、法然・親鸞らが鎌倉時代の仏教改革の中心ですらないことが明らかにされ、改革運動の基軸たる禅律僧の歴史的役割が解明されてきた。禅律僧は朝廷・幕府が行う公共事業の受け皿となって寺社修造や交通路の整備を遂行したし、貴族や民衆の葬祭を積極的に担った。そして申請者はこれまで、この禅律僧研究を中心となって牽引してきた。

本論文の第一の成果は、鎌倉時代の律僧を立体的に捉えることに成功した点にある。私たちはこれまでともすれば律僧を、叡尊・忍性といった頂点的宗教者で理解してきた。それに対し本論文は、忍性の活動を東国で支えた覚如や定舜、叡尊を支えた日淨房惣持や柳禪尼如鏡、鎌倉で叡尊に結縁した一条局などの女性たち、さらに後醍醐天皇の側近として幕府の調伏祈祷を行ったとされる弘真文觀・智篋房尊鏡・寂禪房慶円などの事蹟を丹念に掘り起こすことによって、中世律僧を面的なひろがりの中で捉えることを可能にした。これによって、叡尊の宗教運動が社会に与えたインパクトをより具体的に捉えることができるようになったし、叡尊の背後に彼を支える広汎な裾野が形成されていたことが明示された。

第二の成果は、律僧の思想的特徴を明らかにしたことである。顕密八宗の僧侶が、自宗の優位性を説くことに傾きがちであったのに対し、律僧は理念的には私的権門としての側面をもたなかつたが故に、顕密八宗それぞれの教理的意義やその歴史的展開を客観的に説くことができたという。顕密体制の枠外にいたがゆえに、律僧は顕密仏教の理念を体現することができたのである。また、律僧と女性との関わりについては、①律僧は女性を母性の存在として尊重する一方、五障三従の罪深い存在として捉え、死に際しては女身を離れて往生することを祈つた、②女性蔑視をともなつたこの救済思想は顕密仏教とも一致するが、律僧はその思想をより積極的に庶民女性のなかに浸透させる役割を果たした、と述べている。こうして本論文は、顕密仏教の理念をより忠実に体現し、その教えをより積極的に中世社会に広めたところに中世律僧の歴史的役割があつたことを明らかにした。

このほか、黒田俊雄・網野善彦を研究史的に位置づけ直したことや、殺生禁断と神々の戦争との関わり、中世北野社の承仕や西京散所の分析等も貴重な成果である。

勿論、残された課題も多い。本論文は律僧を素材に中世の宗教秩序にアプローチしたが、顕密体制からみた律僧の位置づけや、律僧の衰退過程等についてはなお掘りさげた検討が求められよう。また一部の叙述がやや概説的になっているのも惜しまれる。しかし律僧を中心に、中世宗教と中世社会との関わりを追求した本論文は、中世宗教史や思想史・女性史に対する重要な貢献として研究史に残るであろう。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。